

盛岡広域振興局長告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、一本木土地改良区（滝沢市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年3月18日

盛岡広域振興局長 高橋達也

1 就任

(1) 理事

角掛千晴 滝沢市後290番地2

(2) 監事

山口祐希 滝沢市葉の木沢山397番地1

2 退任

(1) 理事

角掛雄治 滝沢市一本木200番地2

角掛忠嗣 // 留が森59番地10

(2) 監事

角掛盛美 滝沢市留が森97番地2